

介護サービス事業者等に対する指定取消処分について

事業所	名称		一般社団法人きっかけサポートセンターであい	グループホームあかしあ口田	居宅介護支援事業所こころ		
	サービスの種類		(介護予防)訪問介護、訪問介護サービス	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	居宅介護支援		
	所在地		安佐南区相田五丁目24番12-5号	安佐北区口田南六丁目9番5号	安芸区矢野西四丁目30番18号		
	指定年月日	介護保険	平成24年3月1日	平成22年12月1日 (直近の指定更新:平成28年12月1日)	平成21年6月1日 (直近の指定更新:平成27年6月1日)		
	生活保護	平成27年1月1日	同上	—			
事業者	名称		一般社団法人きっかけサポートセンターであい	医療法人社団あかしあ会	医療法人純心会		
	代表者		代表理事 小倉 茂子 (おぐら しげこ)	理事長 長場 美由紀 (ながば みゆき)	理事長 行武 純一 (ゆくたけ じゅんいち)		
	所在地		安佐南区相田五丁目24番12-5号	東区戸坂山根三丁目11番16号	安芸区矢野西一丁目3番2号		
	事業所の状況		1事業所	2事業所	3事業所		
処分の要	処分の		指定取消	指定取消	指定取消		
	理由 (根拠規定)	介護保険	①不正請求(介護保険法第77条第1項第6号) ②虚偽の報告(同条同項第7号) ③他法令違反(第77条第1項第10号、第115条の9第1項第9号及び第115条の45の9第6号) ④居宅サービス等に関する不正又は著しい不当行為(第115条の9第1項第10号及び第115条の45の9第7号)	①不正の手段による指定(介護保険法第78条の10第11号及び第115条の19第10号) ②居宅サービス等に関する不正又は著しい不当行為(第78条の10第13号及び第115条の19第12号) ③虚偽の報告(第78条の10第9号及び第115条の19第8号) ④答弁の拒否(第78条の10第10号及び第115条の19第9号)	①運営基準違反(介護保険法第84条第1項第3号) ②不正請求(同条同項第6号)		
		生活保護	①不正請求(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項第4号) ②被保護者の介護に関する不正又は著しく不当な行為(第54条の2第4項において準用する第51条第2項第9号) ③被保護者の支援に関する不正又は著しく不当な行為(第54条の2第5項において準用する第51条第2項第9号)	不正の手段による指定(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項第7号)	—		
	原因となる事実	介護保険	①指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならないにも関わらず、これらの記録を作成していなかったことに加え、当該記録がなければ介護給付費を請求してはならないことを知っていたにも関わらず、記録のないサービスについて介護給付費を不正に請求した。 ②本市が提出を求めたサービス提供の記録について、記録を偽造し、本市へ提出した。 ③障害者総合支援法に基づく命令に違反した上、同法に基づく指定取消処分を平成29年7月21日に受けた。 ④一体的に運営している指定訪問介護事業所において、不正請求等があった。	①指定更新申請書の添付書類である勤務表に関し、管理者に、勤務場所及び勤務実績が確認できない者を充てるとともに、配置すべき介護従業者の員数の不足を補うために、勤務実績が確認できない従業者を充て、人員基準を満たすような偽装をし、不正な手段により指定の更新を受けた。 ②指定更新後、管理者変更等に伴う変更届出書の添付書類である勤務表に関し、配置すべき介護従業者の員数の不足を補うために、勤務実績が確認できない従業者を充てるといふ偽装をし、不正な行為をした。 ③実地検査において過去5年間分の勤務表の報告を求めたところ、平成27年6月から平成28年12月までの計19か月について、管理者に、勤務場所及び勤務実績が確認できない者を充てるとともに、平成27年7月及び8月並びに平成28年1月から平成29年2月までの計16か月について、配置すべき介護従業者の員数の不足を補うために、勤務実績が確認できない従業者を充て、人員基準を満たすような偽装をし、虚偽の報告をした。 ④実地検査における勤務実績に関する質問に対し、答弁しなかった。	①平成24年7月以降、66名の利用者について、居宅サービス計画の作成(同計画の文書による利用者からの同意取得及び利用者への交付を含む。)及びモニタリング(居宅サービス計画の実施状況の把握)結果の記録を行っていないかった。 ②運営基準違反に該当する場合、介護給付費の減算を行う必要があるにも関わらず、当該減算を行うことなく、不正に介護給付費を請求した。		
生活保護		①介護給付費を不正に請求していたことが認められたことにより、生活保護の介護扶助として支給した介護保険サービス利用に係る自己負担(1割分)について、不正に請求していたことが認められた。 ②一体的に運営している指定訪問介護事業所において、不正請求があった。 ③同上	上記①のとおり、不正な手段により指定の更新を受けたことが認められた。	—			
経済上の措置	徴収金		介護保険：83万6,981円	生活保護：5万1,927円	介護保険：2,146万7,552円	生活保護15万1,036円	介護保険：811万5,410円
	内訳	返還請求額	介護保険:59万7,844円	生活保護:3万7,091円	介護保険:1,525万3,818円	生活保護:10万7,883円	介護保険:579万6,722円
		加算金	介護保険:23万9,137円	生活保護:1万4,836円	介護保険:610万1,527円	生活保護:4万3,153円	介護保険:231万8,688円
		高額介護サービス費	—	—	介護保険:11万2,207円	—	—
処分年月日	指定取消処分年月日	平成29年9月29日		平成29年9月29日		平成29年9月29日	
	指定取消年月日	平成29年10月31日		平成29年10月31日		平成29年10月31日	